



守っていますか？ 犬・猫を飼うときのルールとマナー



動物愛護週間は、広く国民の間に動物の愛護と適正な飼養について理解と関心を深めるよう定められたものです。

この機会に身近にいる動物について理解し、共に生きることを考えてみましょう。



犬の場合



狂犬病予防注射を受けましょう！

狂犬病は、すべての哺乳類がかかり、人が発症するとほぼ100%死亡する恐ろしい感染症です。

※飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせることは、法律で定められている「飼い主の義務」です



放し飼いやノーリードでの散歩はダメです

放し飼いや散歩中に犬を放す行為は絶対に行わないでください。散歩時はリード等を必ず使用し、犬のつつさの行動に対応できるよう、短めに持ちましょう。



周辺環境への配慮を

鳴き声やニオイなど、周辺環境に配慮するとともに、家で排せつする習慣を身につけさせましょう。犬が公共の場所で排せつした場合は、尿は十分な量の水で流し、フンは持ち帰りましょう。



飼い犬が人にケガをさせた時にすべきこと

- 飼い主は直ちに五所川原保健所（☎0173-34-2130）または青森県動物愛護センター（☎017-726-6100）に届け出てください。
- 相手を噛んでしまった場合は、予防接種の有無に関わらず、動物病院で狂犬病鑑定を受けてください。



犬も猫も



去勢・不妊手術をしましょう

不妊去勢手術をしないとあっという間に増えてしまいます。きちんと世話ができる数以上の動物をかかえようと、動物も人も不幸にしてしまいます。



猫の場合



屋内で飼育しましょう！

ペットの猫を危険（事故・病気・失踪等）から守り、ご近所への迷惑（フン・尿・庭荒らし等）を防ぎましょう。



トイレのしつけ

猫はしつければ決まった場所に用を足します。近所の庭などで用を足してトラブルにならないように、自宅の室内にトイレを用意しましょう。



首輪などに連絡先を表示

連絡先を首輪に付けることで、事故・災害・失踪などの際の早期発見につながります。



日常の健康管理に気をつけましょう

感染症予防のために、室内飼育であってもワクチン接種をしておきましょう。また、日ごろからノミ、ダニの予防や駆除を行っておきましょう。



最期まで飼育しましょう

飼う前に終生飼育できるか、きちんと考え、責任を持って飼いましょう。飼えなくなったからと捨てることは、**犯罪行為**です。

動物の愛護及び管理に関する法律で、次のように罰則が定められています。

- 愛護動物を殺傷した場合、**5年**以下の懲役または**500万円**以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合、**1年**以下の懲役または**100万円**以下の罰金

備えよう！ペットの防災

災害はいつ起こるかわかりません。
ペットの安全を守るために、日ごろから準備しておきましょう。

住まいや飼養場所の防災対策

- 家具やケージの固定、転倒防止、落下防止



- 屋外飼養の場合は、飼養場所の安全確認（外壁やガラス窓の近くを避ける）



- ケージなどペットの避難場所（隠れ場所）の確保



災害発生前に備えましょう

災害発生時に一緒に避難するために、ペットをキャリーバッグに慣らし、最低1週間分の水やエサなど必要な物を備蓄しておきましょう。

備えていますか？

- ☐ 鑑札、注射済票、迷子札、マイクロチップの装着
- ☐ 健康管理（ワクチン接種、ノミ予防等）
- ☐ 避難先、避難経路の確認
- ☐ 知人等一時預かり先の確保
- ☐ ケージトレーニング
- ☐ 鳴き声、トイレなどのしつけ

ペット用の避難用品の準備

- ☐ 常備薬
- ☐ フードと水（1週間分）、食器
- ☐ キャリーバッグやケージ
- ☐ リード、ハーネス等
- ☐ トイレ用品
- ☐ 飼い主の連絡先、ペットの情報（飼い主とペットが一緒に写った写真）



もしもに備えてマイクロチップの装着を！



2022年6月1日に、販売される犬や猫にマイクロチップの装着・登録が義務づけられました（これ以前から飼っている犬猫は努力義務）。マイクロチップが装着された犬や猫を家族に迎え入れた飼い主は、登録されている所有者情報の変更を行う必要があります。



制度の詳細はコチラ

環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイト
マイクロチップ情報登録制度



マイクロチップ情報の登録・変更手続きはコチラ

環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイト

マイクロチップを装着するメリット

迷子の際に
飼い主の元に
返しやすくなる

ペットの
盗難防止

動物の身元が
正確かつ確実に
証明できる

迷子札・首輪
のように
外れる心配がない

- 犬猫を購入された際には、環境省のデータベースにマイクロチップ情報の変更手続（飼い主変更）が必要。
- 迷子や災害、盗難や事故などによって飼い主と離ればなれになった時に、マイクロチップの番号と飼い主の情報を照合することで飼い主を特定。
- 未装着の犬猫の飼い主は動物病院にご相談ください。